

(裏)

12

写真貼付欄

13 許可番号等 新規の許可申請にあつては、 記入する必要はありません。	許可番号	年 月 日 野洲市指令 第 号
	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで (年・月間)

注1 新規の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。

- (1) 表示し、又は設置する場所を示す地図（原則として縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示又は設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）
 - (2) 色彩及び意匠を明らかにした図面
 - (3) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面
 - (4) 土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
 - (6) 野洲市屋外広告物条例第11条第2項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあつては、管理者が滋賀県屋外広告物条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付すること。
- 2 変更の許可申請にあつては、注1(1)に掲げる書類及び当該物件のカラー写真のほか、変更に係る注1(2)から(5)までに掲げる書類を添付すること。
- 3 継続の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。
- (1) 表示し、又は設置する場所を示す地図（原則として縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示又は設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）
 - (2) 屋外広告物安全点検調書（当該掲出物件が広告板、広告塔、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合に限る。）
 - (3) 当該広告物又は掲出物件のカラー写真
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 5 該当する()内に印を付すこと。
- 6 ※欄は、記入しないこと。
- 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

副

(表)
屋外広告物 〔 許可
変更許可
継続許可 〕 申請書

野洲市長		様		年 月 日		
				申請者 住所 <small>(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)</small> ふりがな 氏 名 ㊟ <small>(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)</small> 電 話() —		
野洲市屋外広告物条例	第11条 第16条第 項	の規定により、次のとおり申請します。				
1 種類 直接該当しない場合は、最も類似したものを選ぶこと。	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 <input type="checkbox"/> その他 []					
	<input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 案内図板等 <input type="checkbox"/> 禁止物件添加					
	<input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> 貼紙 <input type="checkbox"/> 貼札 <input type="checkbox"/> 電柱等 <input type="checkbox"/> アーチ <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> アドバルーン <input type="checkbox"/> ぼんぼり					
2 規模及び数量	地上高	縦	横	面数	面積	数量
	m	m	m	面	m ²	個
3 主要な材料	<input type="checkbox"/> 金属 [] <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> プラスチック <input type="checkbox"/> その他 []					
4 表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで(年・月間)					
5 建築基準法による 工作物の確認	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	6 道路法 による道 路の占用 の許可	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	7 道路交通法に よる道路の使用 の許可	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	
	8 表示(設置)に係 る場所(区域)	野洲市	条例上の 地域区分	<input type="checkbox"/> 第1種規制地域 <input type="checkbox"/> 第2種規制地域 <input type="checkbox"/> 第3種規制地域 <input type="checkbox"/> 第4種規制地域	土地(建物) の所有者等 の承諾	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 協議中
9 都市計画法で定 める地域地区の区 分	<input type="checkbox"/> 第1種(第2種)低層住居専用地域/第1種(第2種)中高層住居専用地域/第1種(第2種)住居地域/準住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業/商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業/工業/工業専用地域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 風致地区					
10 管理者	住 氏 所 名	㊟ 電話() —				
	資 格 等	<input type="checkbox"/> 登録試験機関の試験合格者 <input type="checkbox"/> 講習会修了者 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 <input type="checkbox"/> 技能検定合格者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 <input type="checkbox"/> 不要				
11 工事施工者	住 氏 所 名	電話() —				
	屋外広告業の 登録番号等	年 月 日 滋賀県屋外広告業登録第 号				
野洲市指令 第 号 本件広告物(掲出物件)の表示(設置)を、野洲市屋外広告物条例の規定により次の条件を付して許可します。 年 月 日 野洲市長 許可条件						

(裏)

12

写真貼付欄

13 許可番号等 新規の許可申請にあつては、記入する必要はありません。	許可番号	年 月 日 野洲市指令 第 号
	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで (年・月間)

注1 新規の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。

- (1) 表示し、又は設置する場所を示す地図（原則として縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示又は設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）
 - (2) 色彩及び意匠を明らかにした図面
 - (3) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面
 - (4) 土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
 - (6) 野洲市屋外広告物条例第11条第2項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあつては、管理者が滋賀県屋外広告物条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付すること。
- 2 変更の許可申請にあつては、注1(1)に掲げる書類及び当該物件のカラー写真のほか、変更に係る注1(2)から(5)までに掲げる書類を添付すること。
- 3 継続の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。
- (1) 表示し、又は設置する場所を示す地図（原則として縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示又は設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）
 - (2) 屋外広告物安全点検調書（当該掲出物件が広告板、広告塔、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合に限る。）
 - (3) 当該広告物又は掲出物件のカラー写真
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 5 該当する()内に印を付すこと。
- 6 ※欄は、記入しないこと。
- 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に野洲市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に野洲市を被告として（野洲市長が被告の代表者となります。）提起することができます。